

みやのうえ保育園整備工事について

1 整備手法の検討

(1) 公民の分担

建設・運営	内 容	主な適用地
公設公営	・市町村が建物など施設を整備し、運営も市町村が直接行う形態 ・職員は自治体職員	小田原市 湯河原町など
公設民営	・市町村が建物など施設を整備し、運営を民間法人に委託して行う形態 ・委託の方法としては、「運営業務委託」、「指定管理制度」がある ・運営主体は、社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等 ・職員は民間法人が募集採用	大磯町など
民設民営	・施設(建物・土地)も運営もともに民間法人が担う私立保育園の形態 ・公費による建設費の補助・運営補助(施設型給付費)を受けつつ、設置・運営の裁量が民間側にある方式 ・設置主体は、社会福祉法人、学校法人等 ・職員は民間法人が募集採用	都内 横浜市 川崎市など

(2) 建設方法

方式	内 容
設計・施工分離方式	デザイン設計・管理業務と施工を行う会社を別々にする方式
設計・施工一括方式 (デザインビルド方式)	一つの会社が設計から施工までを一貫して行う方式 ※まさご保育園(R2.4 開園) ※小田原市立たちばなこども園(R8.4 開園)

2 ヒアリング状況(途中経過)

(建設会社など)

■一般的な状況

- ・この先の工事の単価などが不透明の中、受注する工事は、利益確保が明らかなものに絞らざるを得ない。特に、材料不足と高騰において、特別注文は極力少なく、既製品主体のものが有利である。
- ・人手不足が顕著である。働き方改革もあり、1工事に要する手間が増えている。湯河原での工事を想定すると、専属の現場代理人は遠距離通勤または仮住まいとなる。現場代理人の確保も大変である。

■デザインビルドを想定した場合

- ・仮に、設計が自由になった場合でも、所要の機能確保した保育園建設に要する費用や工程は、これまで町が設定したものでは対応が厳しい可能性がある。

3 当面の進め方

- 現状においては、
- ・現在の3園での受入れ環境の厳しさ(特に、乳幼児)
- ・令和9年度以降の入園希望者の増加と待機児童発生の可能性
- などの喫緊の課題があります。

そこで、課題への対応として、既存の幼稚園の活用や小規模施設の可能性など検討しています。

また、早い段階からの意向把握が重要であり、入園希望が想定される2歳児、0歳児のご家庭に調査依頼を進めています。